

秋の運動を全会員の参加で成功させよう！ 署名を集め、会員・読者を増やしましょう！

名古屋北部民商ニュース

2015年11月9日（月）発行

No.160

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

10月は新たに5名が入会！

9月から始まった秋の運動。9月には「何でも相談会」チラシを6万枚新聞に折り込み、10月には志段味地域のピラ配り、会員訪問と積極的に取り組んできました。こうした取り組みに呼応するかのよう、入会が続いています。

10月前半には、会員の同業者が申告や労働保険の要求で2名入会。後半は「税金の滞納があり、税務署に呼び出されている」「記帳や申告をしていた妻が亡くなり、また申告の相談にのってほしい」と元会員の入会が2名。また、小牧民商主催「マイナンバー学習会」に小牧民商会員が会外で守山区在住の同業者を誘って参加し、会場にいた豊田事務局次長に紹介があり入会。合計で5名の新入会がありました。

9月と合わせると9名の入会者です。うち元会員が4名、他民商も含め会員の紹介と「何でも相談会」「ホームページを見た」「ラジオCMを聞いた」などが入会のきっかけとなっています。



**今月が秋の運動最後の月です。
11月の月目標達成(商工新聞
読者21名、会員7名)へ力を合わせ
ましょう!!**

名古屋でもマイナンバー通知カードがいよいよ配送! 商工新聞号外を読んで対策を!



11月に入り、名古屋でもマイナンバー通知カードが順次各世帯に配送されます。赤ちゃんからお年寄りまで、住民登録をしているすべての国民に12桁の番号を付け、国が管理するマイナンバー。会内外からも、不安や疑問の声が上がっています。商工新聞の10・11月号外では、制度の問題点、狙いや本質は何か、どのように対応すればいいのかが特集されています。数に限りがありますので、お求めの方はお近くの役員か民商事務所までお問い合わせください。

「親会社から現場に入る職人の個人番号を登録するよう指示された」などの問題もすでに出てきていますが、番号の提示は強制ではありません。また、所得税法の改正により、源泉徴収票に会社が従業員の個人番号を記入する必要もありません。

とはいえ、政府は今後、マイナンバーの利用拡大を狙って様々な法改正も視野に入れています。民商の仲間と共に対策を考えつつ、制度の廃止に向けて、署名をはじめとする運動に力を入れて行きましょう！



中小企業法務プラス！ワンポイント

いよいよ始まるマイナンバー制度 その2

前回に引き続きマイナンバー制度です。行政機関が管理する個人情報とマイナンバーを紐付けするため、各人・各事業所が行政機関に提出する書面について、マイナンバーを記載することが求められることになります。マイナンバー制度は、平成28年1月1日から利用開始ですが、実際の利用時期は、次のようになります。

1 税務関係書類（一例）

所得税・個人住民税・個人事業税は、平成28年1月1日の属する年の分以降の申告書から、法人税・法人住民税・法人事業税は、平成28年1月1日以降に開始する事業年度の申告書からマイナンバーを記載する必要があります。例えば、所得税ですと、平成28年分の確定申告（平成29年2月16日から同年3月15日の間に行うもの）からの利用です。そのため、税務関係書類での利用は少し先になるものが多いです。

2 社会保障関係書類

それに比べて、雇用保険の被保険者資格取得届・喪失届は、さっそく平成28年1月1日以降の提出分からマイナンバーを記載する必要があります（健康保険・厚生年金保険の被保険者資格取得届・喪失届は、平成29年1月1日以降の提出分）。また、既存の従業員、被扶養者の個人番号も平成28年1月以降のいずれかの時期に報告を求められることになるようです。

そのため、目下、社会保障関係書類へのマイナンバー記載に対応できるようにしておく必要があります。事前に従業員からマイナンバーを聞いて控えることもよいですが、他人のマイナンバーは厳重な管理が求められるので、少し手間ですが、書類作成に必要なとき毎に従業員にマイナンバーを尋ねることも考えられます。

2015年11月 弁護士 新山直行（名古屋北法律事務所）

**民商は、会員のみなさんの会費で運営されています。毎月15日集金
月末100%集金へ、みなさんのご協力をお願いいたします。**